

令和 8 年(2026 年)三条市議会第 5 回定例会提出議案

- | | |
|---------|--|
| 議第 1 号 | 公立大学法人三条市立大学第 2 期中期目標について |
| 議第 2 号 | 三条市児童クラブ条例の一部改正について |
| 議第 3 号 | 三条市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について |
| 議第 4 号 | 三条市公民館条例の一部改正について |
| 議第 5 号 | 三条市勤労青少年ホーム条例の廃止について |
| 議第 6 号 | 市道路線の変更について |
| 議第 7 号 | 令和 8 年度三条市一般会計補正予算 |
| 議第 8 号 | 令和 8 年度三条市介護保険事業特別会計補正予算 |
| 議第 9 号 | 令和 8 年度三条市下水道事業会計補正予算 |
| 議第 10 号 | 令和 7 年度三条市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 報第 1 号 | 専決処分報告について
(令和 8 年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算) |
| 報第 2 号 | 専決処分報告について
(令和 8 年度三条市後期高齢者医療特別会計補正予算) |
| 報第 3 号 | 専決処分報告について
(令和 8 年度三条市介護保険事業特別会計補正予算) |
| 報第 4 号 | 専決処分報告について
(令和 8 年度三条市一般会計補正予算) |
| 認定第 1 号 | 令和 7 年度決算の認定について
(三条市一般会計及び各特別会計) |
| 認定第 2 号 | 令和 7 年度決算の認定について
(三条市公営企業会計) |

令和 8 年(2026年)三条市議会第 5 回定例会提出議案概要

議第 1 号 公立大学法人三条市立大学第 2 期中期目標について

地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人三条市立大学が達成すべき業務運営に関する目標を定めるもの

議第 2 号 三条市児童クラブ条例の一部改正について

児童の活動スペースの拡充及び一層の安全確保を図るため、にじいろ保育園の旧園舎に三条市ポプラ児童クラブを移設することから、必要な改正を行うもの

施行期日 令和 9 年 4 月 1 日

議第 3 号 三条市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、必要な改正を行うもの

施行期日 令和 8 年10月 1 日

議第 4 号 三条市公民館条例の一部改正について

都市計画道路三条四日町線の拡幅工事に伴い三条市嵐南公民館を解体するとともに、その機能を段階的に三条市勤労青少年ホームの建物内に移転すること、また、三条市大島公民館須頃分館は、利用率が低く今後も向上が見込み難いため、廃止することから、必要な改正を行うもの

施行期日 令和 8 年10月 1 日等

議第 5 号 三条市勤労青少年ホーム条例の廃止について

三条市勤労青少年ホームは、その設置目的に即した利用が少なく、今後も向上が見込み難いことから、廃止するもの

施行期日 令和10年 4 月 1 日

議第 6 号 市道路線の変更について

変更路線 2 路線 延長（増減分） 218.8m

議第 7 号 令和 8 年度三条市一般会計補正予算

補正額 578,122千円

補正後の額 54,663,223千円

議第 8 号 令和 8 年度三条市介護保険事業特別会計補正予算

補正額 147,136千円

補正後の額 11,090,209千円

議第 9 号 令和 8 年度三条市下水道事業会計補正予算

収益的支出

補正額 75,000千円

補正後の額 2,928,540千円

議第 10 号 令和 7 年度三条市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1 当年度未処分利益剰余金 442,536円

2 利益剰余金処分数額

利益積立金 442,536円

3 翌年度繰越利益剰余金 0円

報第 1 号 専決処分報告について

(令和 8 年度三条市国民健康保険事業特別会計補正予算)

補正額 6,868千円

補正後の額 8,019,068千円

専決処分日 令和 8 年 7 月16日

報第 2 号 専決処分報告について

(令和 8 年度三条市後期高齢者医療特別会計補正予算)

補正額 912千円

補正後の額 1,738,112千円

専決処分日 令和 8 年 7 月16日

報第 3 号 専決処分報告について

(令和8年度三条市介護保険事業特別会計補正予算)

補正額 1,773千円

補正後の額 10,943,073千円

専決処分日 令和8年7月16日

報第 4 号 専決処分報告について

(令和8年度三条市一般会計補正予算)

補正額 46,442千円

補正後の額 54,085,101千円

専決処分日 令和8年7月31日

認定第 1 号 令和7年度決算の認定について

(三条市一般会計及び各特別会計)

令和7年度三条市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するもの

(一般会計)

収入済額 58,195,554,419円

支出済額 55,045,057,708円

差引残額 3,150,496,711円

└─ 翌年度繰越額 149,776,711円

└─ 繰越明許費繰越額 170,720,000円

└─ 基金繰入額 2,830,000,000円

(特別会計)

収入済額 20,201,464,696円

支出済額 19,982,731,464円

差引残額 218,733,232円

└─ 翌年度繰越額 218,733,232円

認定第 2 号 令和 7 年度決算の認定について

(三条市公営企業会計)

令和 7 年度三条市公営企業会計の決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するもの

(水道事業会計)

1	収益的収支決算額	
	収入	2,030,952,321円
	支出	1,988,169,439円
2	当年度純損失	34,467,839円
3	有収率	86.1%

(下水道事業会計)

1	収益的収支決算額	
	収入	2,309,593,101円
	支出	2,261,607,281円
2	当年度純利益	442,536円
3	接続率	72.7%

法令に基づく報告事項等

- 1 議会の委任による専決処分の報告について
- 2 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 3 第27期株式会社下田郷開発決算報告書等の提出について
 - ・ 第27期決算報告書
 - ・ 令和 8 年度経営計画書
- 4 公立大学法人三条市立大学令和 7 年度業務実績に関する評価の報告について

令和 8 年度補正予算の概要（令和 8 年 9 月）

1 概要

9 月の補正予算は、国の交付金を活用して行う農業者の経営継続のための支援のほか、嵐南公民館の解体に伴う公民館機能等の移転に要する経費などについて、必要な予算措置を行う。

2 一般会計補正予算

（１）予算規模

補正前の額：54,085,101 千円	補正額：578,122 千円	計：54,663,223 千円
---------------------	----------------	-----------------

歳入の補正		歳出の補正	
地方交付税	17,401	総務費	492,273
国庫支出金	46,605	民生費	8,705
県支出金	810	農林水産業費	45,994
寄附金	475,257	土木費	2,680
繰入金	100	教育費	28,470
繰越金	24,249		
市債	13,900		
計	578,122	計	578,122

（２）補正予算の主な事業

市債管理基金費（財務課）	7,334 千円
--------------	----------

【事業内容】

臨時財政対策債の元利償還金の償還財源として交付される普通交付税措置額が確定したことから、市債管理基金積立金を増額する。

【補正の内訳】

市債管理基金積立金 7,334 千円

三条市立大学運営費（行政課）	10,067 千円
----------------	-----------

【事業内容】

公立大学運営に係る普通交付税措置額が確定したことから、運営費交付金を増額する。

【補正の内訳】

三条市立大学運営費交付金 10,067 千円

物価高騰対応農業者支援事業費（農林課）	45,994 千円
---------------------	-----------

【事業内容】

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、農業資材価格の高騰や農産物価格の変動の影響を受ける農業者に対し、経営継続のための支援金を交付する。

【補正の内訳】

通信料	431 千円
補助金等受付業務委託料	306 千円
物価高騰対応営農継続支援金	45,050 千円 ほか

住宅雪対策事業費（建築課）	2,580 千円
---------------	----------

【事業内容】

県が特別豪雪地帯への命綱固定アンカー設置支援を拡充したことに伴い、住宅の屋根等への命綱固定アンカー設置補助金について、補助基本額及び高齢者世帯等に対する補助率を拡充する。

【補正の内訳】

命綱固定アンカー設置補助金	2,580 千円
---------------	----------

生涯学習施設費（生涯学習課）	3,561 千円
----------------	----------

公民館整備費（生涯学習課）	24,108 千円
---------------	-----------

【事業内容】

嵐南公民館の解体に伴い、嵐南公民館及び市立図書館嵐南公民館分室の機能を勤労青少年ホームへ移転する。

【補正の内訳】

運搬料	2,067 千円
実施設計委託料	21,967 千円
庁用器具費	1,680 千円 ほか

（３）債務負担行為の補正

国の標準準拠システムへの移行に伴う戸籍システム運用等委託料について、データ移行費用に不足が生じることから増額する。

・変更 1 件 限度額 148,698 千円 → 166,594 千円

（４）地方債の補正

歳出予算補正に伴う財源として借入れする地方債を措置する。

・変更 1 件 98,100 千円 → 112,000 千円

3 特別会計補正予算

(1) 介護保険事業特別会計

補正前の額：10,943,073 千円	補正額：147,136 千円	計：11,090,209 千円
---------------------	----------------	-----------------

【事業内容】

令和 7 年度の介護給付実績による国庫負担金等の償還金及び令和 7 年度決算に伴う剰余金等の介護給付費準備基金への積立金を措置する。

【補正の内訳】

介護給付費準備基金積立金	15,834 千円
償還金	131,302 千円

4 下水道事業会計補正予算

(1) 収益的支出

既決予定額：2,853,540 千円	補正予定額：75,000 千円	計：2,928,540 千円
--------------------	-----------------	----------------

【事業内容】

大規模下水道管路の全国特別重点調査の結果、原則 1 年以内の対策が必要と判定された下水道管路について修繕を行う。

【補正の内訳】

雨水管渠費	75,000 千円
-------	-----------

(2) 企業債の補正

収益的支出の補正に伴う財源として借入れする企業債を措置する。

・ 変更 1 件 910,400 千円 → 985,400 千円

令和 8 年度補正予算の概要（令和 8 年 7 月 16 日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険事業特別会計における保険税及び保険料の還付金について、令和 7 年度の出納整理期間中に還付が完了しなかった未済額の還付及び過年度更正による還付額の増加に伴い不足が生じる還付金について、必要な予算措置を行った。

2 特別会計補正予算

（ 1 ）国民健康保険事業特別会計

補正前の額：8,012,200 千円	補正額：6,868 千円	計：8,019,068 千円
--------------------	--------------	----------------

【事業内容】

還付金に不足が生じることから保険税還付金を増額する。

【補正の内訳】

保険税還付金（税務課） 6,868 千円

（ 2 ）後期高齢者医療特別会計

補正前の額：1,737,200 千円	補正額：912 千円	計：1,738,112 千円
--------------------	------------	----------------

【事業内容】

還付金に不足が生じることから保険料還付金を増額する。

【補正の内訳】

保険料還付金（税務課） 912 千円

（ 3 ）介護保険事業特別会計

補正前の額：10,941,300 千円	補正額：1,773 千円	計：10,943,073 千円
---------------------	--------------	-----------------

【事業内容】

還付金に不足が生じることから第 1 号被保険者保険料還付金を増額する。

【補正の内訳】

第 1 号被保険者保険料還付金（税務課） 1,773 千円

令和 8 年度補正予算の概要（令和 8 年 7 月 31 日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、ヘルス・トラディショナルツアー業務委託に関する住民訴訟について、第一審判決を不服として原告から提起された控訴に応訴するほか、下田公民館の空調設備の入替えに要する経費について、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

（１）予算規模

補正前の額：54,038,659 千円	補正額：46,442 千円	計：54,085,101 千円
---------------------	---------------	-----------------

歳入の補正		歳出の補正	
繰越金	12,742	商工費	1,430
市債	33,700	教育費	45,012
計	46,442	計	46,442

（２）補正予算の事業

〔商工総務費〕一般経費（営業戦略室）	1,430 千円
--------------------	----------

【事業内容】

ヘルス・トラディショナルツアー業務委託に関する損害賠償の請求をすることを求める住民訴訟について、第一審判決を不服として原告から提起された控訴に応訴するため、弁護士に法律コンサルタント業務を委託する。

【補正の内訳】

法律コンサルタント業務委託料 1,430 千円

公民館整備費（生涯学習課）	45,012 千円
---------------	-----------

【事業内容】

下田公民館の空調設備の故障に伴い、入替工事を行う。

【補正の内訳】

工事請負費 45,012 千円

（３）地方債の補正

歳出予算補正に伴う財源として借入れする地方債を措置する。

・変更 1 件 64,400 千円 → 98,100 千円